

令和 2 年 9 月 29 日

第 9 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和2年9月29日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 谷脇(裕)委員 山口委員
4. 欠席委員 (農業委員0名)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
盛光主監
6. 議案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
7. その他

開会宣言	市川会長 只今から令和2年第9回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は、第9回の総会です。今回も新型コロナ感染予防対策のためできるだけ議案説明、補足説明は簡略し開催時間を短縮しますのでご理解のほどよろしく申し上げます。
議長	市川会長 今回の議案は4号までとなっていますので、慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。それでは日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。
意見	14番 中西委員（農業委員） 議長指名。
議長	市川会長 議長指名でということですが、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採決	（異議なし）多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしということですので、本日の議事録署名人は14番 中西委員、1番 山崎委員よろしくお願いたします。
議長	市川会長 それでは日程第2の議事に入らせていただきます。第1号非農地証明について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第1号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。 令和2年9月29日 須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○

	<p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可日から20日間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、墓地埋葬法による許可申請済（同日付け）で許可見込みであり、特に問題は認められません。</p> <p>計画面積の妥当性については、所用面積22.37㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は申請地（転用地以外）内の周囲の自己所有地で自然浸透。余水は、市建設課管理の水路へ流入する可能性はありますが、管理課である須崎市建設課に許可不要との確認済です。</p> <p>また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。（〇〇〇〇所有の農地については、所有者死亡により、管理者である長男の〇〇〇〇よりの承諾）</p> <p>その他については、進入路は西側、法定外公共物を通り（一部水路（暗渠）を通る）、自己所有地内の耕作道を経由し進入しますが、法定外公共物、水路（暗渠）の通行については、現状のままで通行するので、工事、占用許可は管理課である須崎市建設課に不要との確認済です。</p> <p>議 長 市川会長 それでは、関係委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p> <p>意 見 13番 谷脇（裕）委員 経緯については前後していますが、申請の内容については問題ないと思います。</p> <p>14番 中西委員（農業委員） こちらの申請地につきましては、推進委員からは特に意見も異議もなく許可相当と判断します。</p> <p>審 議 市川会長 許可相当と判断するというところでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>採 決 農業委員（異議なし）多数。</p> <p>議 長 市川会長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の審議につきましては農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、を議題</p>
--	---

<p>議案説明</p>	<p>といたします。</p> <p>国広局長</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議について。農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年9月29日</p> <p>須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1件</p> <p>(2) 申請受理面積 畑 198㎡ 実測228.37㎡ 合計 198㎡ 実測228.37㎡</p> <p>番号1 申請人 譲渡人 地区：○○ 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○</p> <p>譲受人 地区：○○ 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市安和字島田○○ 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 198㎡ 実測228.37㎡ 農地の種別 2種 事 由 個人住宅建築</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>
<p>補足説明</p>	<p>引き続き補足説明をします。</p> <p>農地の区分と転用目的については、申請地は、○○○○（鉄道の駅）より500m以内にある農地で第2種農地と判断されます。転用の目的は、個人住宅を建築するもので、申請理由は、現在、申請地北側数十メートル先の実家にて生活していますが、災害時の安全面でも安心が持て、子どもの通学先や生活環境などを考慮し、同じ地区での適地を探して</p>

	<p>いたところ、売買の話があったとのこと。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。</p> <p>資力及び信用については、土地取得費〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円は、金融機関から借り入れての建築計画であり、特に問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から6ヶ月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性については、建築面積56.51㎡、所用面積228.37㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は傾斜により、集水枿を經由し排水管を通して、西側市道側溝に排水し、生活排水についても合併浄化槽を經由し同じく西側市道側溝に排水。市道側溝への排水については、排水同意、工事、占用許可等不要のことで管理課である市建設課担当に令和2年9月10日確認済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。</p> <p>その他については、進入路は、隣接する西側市道から進入し、進入口側溝にはグローミングをしますが、工事、占用許可は9月24日許可済であることを市建設課担当に確認済です（許可の写し有）。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、関係委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>1番 山崎委員（農業委員）</p> <p>この申請地は、所有者が5、6年程前から耕作していましたが具合が悪く入院した為、知り合いが代わりに耕作していましたがその方も耕作が難しくなり、たまたま二年程前にUターンで返ってきた方が実家からも近いとのことでこちらの申請地を買うことになったそうです。</p> <p>特に問題もなく許可相当と思われます。</p> <p>14番 中西委員（農業委員）</p> <p>こちらの申請地につきましては、推進委員からは特に意見も異議もなく許可相当と判断します。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>許可相当と判断するというところでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）（農業委員会等に関する法律第31条に該当）の審議を議題といたします。この件につきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当しますので5番 山口委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>－ 休憩 －</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>再開します。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）（農業委員会等に関する法律第31条に該当）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年9月29日</p> <p>須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>
補足説明	<p>盛光主監</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画書（案）。令和2年度第4号。農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>令和2年9月29日</p> <p>須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表</p> <p>整理番号 R2-8、R2-9、R2-10、R2-11</p> <p>利用権設定等を受ける者 住 所 ○○○○○○○○</p> <p>氏 名 ○○ ○○</p> <p>農 作 業 従 事 日 数 350日</p> <p>利 用 権 設 定 等 面 積 整理番号 R2-8</p> <p>農 地 257㎡</p> <p>436㎡</p> <p>整理番号 R2-9</p>

	農地	1 4 5 m ²
		1 2 8 m ²
	整理番号	R 2 - 1 0
	農地	2 1 4 m ²
		1 6 5 m ²
	整理番号	R 2 - 1 1
	農地	7 8 m ²
	合計	1 4 2 3 m ²
経 営 耕 地 面 積	農地	8 3 1 4 . 9 1 m ²
利用権設定等面積と経営		
耕地面積の合計	農地	9 7 3 7 . 9 1 m ²
農 作 業 従 事 者	農業専従者	3名 (内15歳以上60歳未満の者1名)
整理番号 R 2 - 8		
利用権設定等申出書		
利用権の設定を受ける者	〇〇 〇〇	生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
利用権の設定をする者	〇〇 〇〇	生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
聴取確認欄		
1. 通作距離	1 km未満	
2. 権利の種類	使用貸借による権利設定 (通年)	
3. 借受人の分類	個人 その他	
4. 貸付人の分類	個人	
5. 中核農家の該当の有無 (借受人)	有	
6. 権利の設定移転の事由	相手方の要望	
7. 経営規模 (農地面積)	借人	0.7 ~ 1.0 h a
	貸人	1.0 ~ 1.5 h a
8. 経営改善計画の認定の有無 (借受人)	有	
利用権設定関係		
利用権を設定する土地		
所 在	須崎市浦ノ内西分字金光寺〇〇	
現況地目	畑	
面 積	2 5 7 m ²	
所 在	須崎市浦ノ内西分字金光寺〇〇	
現況地目	畑	
面 積	4 3 6 m ²	

設定する利用権

内容(作物名) 文旦
期 間 令和2年10月1日～令和12年9月30日
10年間
借 賃 10a当り0円
借賃の支払方法 なし
利用権の種類 使用貸借権
当事者間の法律関係 使用貸借

整理番号 R2-9

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日
利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

聴取確認欄

1. 通作距離 1km未満
2. 権利の種類 使用貸借による権利設定(通年)
3. 借受人の分類 個人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無(借受人) 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模(農地面積) 借人 0.7～1.0ha
貸人 0.5～0.7ha
8. 経営改善計画の認定の有無(借受人) 有

利用権設定関係

利用権を設定する土地

所 在 須崎市浦ノ内西分字金光寺○○
現況地目 畑
面 積 145m²
所 在 須崎市浦ノ内西分字金光寺○○
現況地目 畑
面 積 128m²

設定する利用権

内容(作物名) 文旦
期 間 令和2年10月1日～令和12年9月30日
10年間

	<p>借 賃 10 a 当り 0 円</p> <p>借賃の支払方法 なし</p> <p>利用権の種類 使用貸借権</p> <p>当事者間の法律関係 使用貸借</p> <p>整理番号 R2-10</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日</p> <p>利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日</p> <p>聴取確認欄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通作距離 1 km 未満 2. 権利の種類 使用貸借による権利設定 (通年) 3. 借受人の分類 個人 その他 4. 貸付人の分類 個人 5. 中核農家の該当の有無 (借受人) 有 6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望 7. 経営規模 (農地面積) 借人 0.7 ~ 1.0 h a 貸人 1.0 ~ 1.5 h a 8. 経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有 <p>利用権設定関係</p> <p>利用権を設定する土地</p> <p>所 在 須崎市浦ノ内西分字金光寺○○</p> <p>現況地目 畑</p> <p>面 積 214 m²</p> <p>所 在 須崎市浦ノ内西分字金光寺○○</p> <p>現況地目 畑</p> <p>面 積 165 m²</p> <p>設 定 す る 利 用 権</p> <p>内容 (作物名) 文旦</p> <p>期 間 令和2年10月1日~令和12年9月30日 10年間</p> <p>借 賃 10 a 当り 0 円</p> <p>借賃の支払方法 なし</p> <p>利用権の種類 使用貸借権</p> <p>当事者間の法律関係 使用貸借</p>
--	---

整理番号 R 2 - 1 1

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

聴取確認欄

1. 通作距離 1 km未満
2. 権利の種類 使用貸借による権利設定 (通年)
3. 借受人の分類 個人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無 (借受人) 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模 (農地面積) 借人 0.7 ~ 1.0 ha
貸人 0.3 ha 未満
8. 経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有

利用権設定関係

利用権を設定する土地

所 在 須崎市浦ノ内西分字金光寺○○

現況地目 畑

面 積 78 m²

設 定 す る 利 用 権

内容 (作物名) 文旦

期 間 令和2年10月1日~令和12年9月30日
10年間

借 賃 10 a 当り0円

借賃の支払方法 なし

利用権の種類 使用貸借権

当事者間の法律関係 使用貸借

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

整理番号R 2 - 8, 9, 10, 11については、借受人が同じですので、併せて説明します。借受人の主たる経営作物は洋ランで、構成員は3人、うち3人が専従者となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっております、農業による自立の意欲、能力が認められ

	<p>るなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借)解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意については、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請4件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>市川会長 それでは、関係委員さん意見をお願いします。</p>
意 見	<p>14番 中西委員（農業委員） 申請地につきましては、推進委員からも特に意見等はありませんでしたので、計画は妥当と判断します。</p> <p>13番 中村委員（農業委員） 特に問題もなく、計画は妥当と判断します。</p>
審 議	<p>市川会長 十分な審議の結果、計画は妥当と判断し、答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議ないようですので、議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）（農業委員会等に関する法律第31条に該当）を、承認することに決定し、答申することとします。 さて、審議が終わりましたので5番 山口委員については席に戻っていただきます。</p> <p>－ 休憩 －</p>
議 長	<p>市川会長 再開します。以上で議案は終わりましたが、その他、何かございませんか。</p>

<p>その他</p>	<p>竹下次長 活動記録簿について・遊休農地の調査説明</p> <p>盛光主監 人・農地プランの説明・座談会アンケートへの出席のお願い</p> <p>閉会宣言 市川会長 以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時30分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 4 番</p> <p style="text-align: center;">1 番</p>
------------	---